

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 日本共産党

準 備 書 面 (1)

2024年10月31日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士	小	林	亮	淳
同	長	澤		彰
同	加	藤	健	次
同	尾	林	芳	匡
同	山	田	大	輔

加藤健次 弁護士代
加藤健次 弁護士代
加藤健次 弁護士代
加藤健次 弁護士代
加藤健次 弁護士代

被告は、2024年8月19日付原告第1準備書面に対し、以下のとおり、認否及び反論を行う。

第1 原告第1準備書面に対する認否

原告第1準備書面の第2及び第3は全て争う。

第2 被告の主張

1 平成31年最判から本件除名処分が司法審査の対象となるという結論を導き出すことはできない（原告第1準備書面第2・2に対する反論）

原告は、平成31年最判を引用し、「共産党袴田最判を前提としても平成31年最判によれば本件損害賠償請求が却下されることはない」と表題をつけた項目において、「原告は、本件確認請求のみならず、本件損害賠償請求もしているところ、本件確認請求が司法審査の対象となることは、平成31年最判からも明らかである。」と主張している（12頁）。

原告の主張は、訴訟物が損害賠償請求権であるから、法律上の争訟であり、一般市民法秩序と直接の関係を有するか否かを検討するまでもなく、本件除名処分が司法審査の対象となるというものと解される。

しかし、平成31年最判は、原審が、「被上告人の請求は、（中略）法律上の争訟に当たる」としたうえで、「被上告人の請求は司法審査の対象となるから、本件措置等において摘示された事実が真実であるか、また、その事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かも裁判所が判断すべき事項であるところ、これらはいずれも認められない。したがって、上告人は名誉毀損による国家賠償責任を負う。」とした判断は是認できないとして否定した。

その上で、同判決は、議会の自律的な判断を尊重して、当該自律的な判断として行われた措置等について違法な公権力の行使に当たるものということとはできないとしたものである。判示部分は、以下のとおりである。

「普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。」

(中略)

「以上によれば、本件措置は議会の内部規律の問題にとどまるものであるから、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、本件措置等が違法な公権力の行使に当たるものということとはできない。」

したがって、本件措置等が国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできず、上告人は、被上告人に対し、国家賠償責任を負わないというべきである。」(下線は、甲第8号証に付されているもの。)

以上のとおり、平成31年最判は、原告が主張するような、損害賠償請求であれば、その請求原因として主張されている当該団体の自律的な判断に該当する行為に対して司法審査が及ぶという判断を示した事案ではない。むしろ、原因行為たる事実について、「議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべき」として、訴訟物自体が法律上の争訟に該当したとしても、司法審査を全面的に及ぼすのではなく、控えるべきであることを判示したことに主眼がある。

これを本件除名処分に引き付けて考えれば、本件除名処分を理由とする損害賠償請求(名誉毀損による部分を除く)について、裁判所は、被告の自律的な判断を尊重しなければならず、本件除名処分を違法とすることはできない、ということになるのである。

尚、原告は、地域政党「減税日本」判決を引用して、本件除名処分が司法審査

の対象となることも主張している。しかし、同判決は、「原告は、争点1において、本件訴えは被告による除籍処分の当否を争うものではないと主張」していると判示した上で、「争点3（名誉毀損の違法性阻却事由及び故意過失の有無：被告代理人註）の判断に当たり除籍処分の実質的効力の有無を審査する必要はないものと思料する。」として、除籍処分の実質的効力についての審査は行っていない。すなわち、本件除名処分に司法審査が及ぶという原告の主張を裏付ける裁判例とはいえないことは明らかである。

2 部分社会の法理と最高裁

(1) 原告の主張

原告は、地方議会の3日間の出席停止の懲戒処分について司法審査の対象とならないとした最高裁昭和35年10月19日（民集14巻12号2633頁、山北村事件）が、「部分社会の法理」を採用した判決であるとした上で、令和2年最高裁判決が昭和35年最高裁判決を変更したから、最高裁が「部分社会の法理」を否定したとして、本件除名処分も司法審査の対象とすべきであると主張しているものと解される（原告第1準備書面・14～19頁）。

(2) これまでの最高裁判決と「部分社会の法理」

そもそも、部分社会の法理とは、「自律的法規範を有する団体（部分社会）の内部の紛争については、内部規律の問題にとどまる限り、原則として、司法審査が及ばない」とされているものである。

しかし、これまでの最高裁判例では、地方議会、労働組合、大学、政党、宗教団体などそれぞれの団体の性格にもとづいて、当該団体が行った判断に対して司法審査が及ぶかどうかを判断しており、最高裁が「自律的法規範を有する団体（部分社会）」に一般に適用される法理として、「部分社会の法理」を採用したものは解されない。そこで、以下、最高裁判決に即して、最高裁判決が「部分社会の法理」について、どのように論じてきたのかを明らかにする。

ア 昭和35年最高裁判決は、「司法裁判権が、・・・(中略)・・・一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法三条の明定するところであるが、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではない。一口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の性質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがあるのである。けだし、自律的な法規範をもつ社会ないし団体に在っては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自律的措置にまかせ、必ずしも、裁判をまつを適当としないものがあるからである。」と判示しているが、「部分社会」という文言は使われていない。

イ その後、富山大学単位不認定裁判において、最高裁は、「一般市民社会の中にあつてこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが相当である。」「そして、大学は国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする教育研究施設であつて、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有し、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものであることは、叙上説示の点に照らし、明らかというべきである。」(昭和52年3月15日民集31巻2号280頁)と判示した(下線は、被告代理人)。

しかし、最高裁は、その後の判決において、「特殊な部分社会」という用語は使用していない。

ウ そもそも判決は個々の事件について言い渡されるものであるから、最高裁判決ではいかなる団体がいかなる場合に司法審査の対象となるかならないかについて、抽象的一般的基準は示されてはいない。学説においても、「司法審査の対象となるか、また、いかなる司法審査が求められるかは結社その他の存在の

目的、性格、機能、紛争の性格ないし深度等々に照らし、個別具体的に判断されるべきもの」であると主張されている（佐藤幸治「日本国憲法論」（2011）595頁）。

エ 令和2年最高裁判決は、地方議会の23日間の出席停止処分について、昭和35年最高裁判決を変更し、司法審査の対象とした。

同判決の最高裁判例解説においては、「団体の内部的紛争についての司法審査の可否につき、それぞれの団体の目的・性質・機能、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠の相違、紛争や争われている権利の性質等考慮に入れて個別具体的に検討するという姿勢の現れであると解されよう」（同解説194頁）と述べている。

すなわち、同判決は、自律的規範を有する団体の内部紛争については、団体の目的・性質・機能、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠の相違、紛争や争われている権利の性質等を考慮に入れて団体ごとに個別具体的に検討するという最高裁の立場をあらためて明らかにしたものと理解すべきである。

(3)「政党の内部的自律権に属する行為」については、最高裁袴田事件判決が先例としての意義を有している

以上の通り、最高裁は、富山大学単位不認定裁判において、「特殊な部分社会」という表現をしたことはあるが、その後、そのような表現は見られず、最高裁が、「部分社会の法理」を一般的な判例理論として採用しているとはいえないというべきである。

そして、最高裁袴田判決も、「部分社会の法理」を論じることなく、政党の憲法上の位置づけなどを考慮して、「政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきである」とした上で、「政党が組織内の自律的運営として党员に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党员に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係の有しない内部的な問題にとどまる限り、裁

判所の審判権は及ばない」と判示している。

また、答弁書でも述べたとおり、令和2年最高裁判決の判例解説は、「本判決の結論命題は『普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる』というものである」としている（最高裁判所判例解説73巻10号206頁。）そして、判例変更の対象については、「本判決により変更されたのは、昭和35年最判のほか・・・出席停止の懲罰の適否が司法審査の対象とならないとした原判決の判断を正当として是認した、最一判平成5年9月30日、最三小判平成7年5月30日等の最高裁判決である」としており（同203～204頁）、変更の対象となる「昭和35年最大判の結論命題は、『(本件における)出席停止の懲罰は司法権の対象外にある』というものであると考えられる。」と述べている（同解説205頁）。

したがって、最高裁が「部分社会の法理」を採用していたかどうかに関わらず、令和2年判決によって、最高裁袴田判決が変更されたことにはならないのである。

3 政党の除名処分などの自律的判断と「法律上の争訟」の関係

(1) 本件除名処分の当否は「法律上の争訟」にはあたらない

原告は、第1準備書面第2・3で、党員たる地位の確認は司法審査の対象となる」において、本件除名処分の当否の争いは「法律上の争訟」にあたるから、司法審査の対象となると主張する。しかし、従前の判例の論理に即して考えれば、本件除名処分の当否に関する争いは「法律上の争訟」にはあたらないといふべきである。

司法判断の対象となる「法律上の争訟」については、「板まんだら」訴訟最判で考え方は確立されている。「法律上の争訟」とは、法律関係をめぐる紛争で、前提問題が法律の適用で解決できない問題でなく、終局的に法律の適用で解決できるものと定義されている。そして、団体の内部事項が問題になる事案では、

平成31年の名張市議会議員の最高裁判例解説（甲9号証）96頁が述べているように「訴訟物そのものが具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であり、その前提問題としての団体内部事項の適否が問題となる場合には、当該問題が法令の適用により終局的に解決することができない問題でない限り、法律の争訟であることは否定されないと解する」という立場が判例の立場であると考えられる。前記「板まんだら」事件では、前提問題が宗教上の教義に関することであるとの理由で、法律上の争訟に当たらないとして却下されている。

政党の除名については、除名理由はいろいろの事由があるが、本件除名は、原告の言動の内容が綱領や大会決定に反するかという綱領の解釈および内容の決定、党首公選制が規約に反しないかの規約の解釈および規約運用など、いずれも被告党に最終的な解釈決定権のある事項が問題となっているものである。これらの事項は、法的問題ではなく、裁判所が関与すべき問題でもない。したがって、このように本件除名問題は、前提問題が法令の適用で終局的に解決できるような問題でないといわなければならない、その点で「法律上の争訟」には当たらないものである。

（2）損害賠償請求においても本件除名処分は司法審査の対象等はない

前述したとおり、除名処分など政党の内部的自律権に属する行為については、「政党が党员に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」というべきである。

この法理は、損害賠償請求において、政党が行った除名処分の違法性が問題とされる場合でも適用されるべきである。

また、前記平成31年最高裁判決は、市議会の懲罰に対する国家賠償請求事件であるが、市議会の自律権を尊重すべき場合についての最高裁判決を踏まえ、その懲罰を前提とした国家賠償請求が法律の争訟に当たるとしても、争われているのは実質的にその懲罰の適否の争いであるから、それが純然たる内部問題の場合、当該処置の適否自体が争われている事案と同様にその適否について議

会による自主的、自律的な判断を尊重して司法審査を控え、請求の判断をすべきものであるとしている。

この最高裁の判例の理論は、除名処分など政党の内部的自律権に属する行為を理由とした損害賠償事件においても当てはまるものである。

もっとも、平成31年判決は、「本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる」と判示した上で、「本件措置は議会の内部規律の問題にとどまるものであるから、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、本件措置等が違法な公権力の行使に当たるものということとはできない。」として、請求を棄却した一審判決を確定させた。

同判決の判旨は、「法律上の争訟」にあたると解される場合でも、地方公共団体の議会の自律的な判断を尊重するという立場から、議会のとった措置を司法審査の対象としないというものである。すなわち、「法律上の争訟」に当たるか否かの判断と司法審査が及ぶかどうかの判断とは、全く同一ではないという考え方に立っているものと解される。被告は、この考え方を否定するものではない。

4 最高裁は「身分の得喪」かどうかを基準にして司法審査の対象とすべきかどうかを判断しているものではない

- (1) 原告は、「最高裁は、部分社会の法理を適用できる場合について、あえて、『単なる内部規律の問題』や『純然たる内部の問題』に限定している。換言すれば、『身分の得喪』に関するような外部とかがかわる場合については、『単なる内部規律の問題』や『純然たる内部の問題』とはいえず、司法審査の対象となることを前提としているのである。」(原告第1準備書面21頁、第2・3(5)イ)と主張する。そして、政党の除名処分は、「身分の得喪」に該当するので、司法審査の対象となると主張する。

しかし、「身分の得喪」について、司法審査の対象になると判示した最高裁判

決・山北村議会事件（最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁）は、事案としては、村議会所属議員2名に対して、3日間の出席停止処分としたものであるが、判決の中で地方議会内部から外部へ追い出す除名処分は「議員の身分の得喪に関する重大事項であり、たんなる内部規律の問題にとどまらない」として司法審査の対象となるものと判示していた（原告第1準備書面21頁、原告第2準備書面2頁）。

この最高裁判決は、「議員の身分の得喪に関する重大事項」と論じており、有権者から選挙で選出されて身分を得る地方議会の議員についての除名処分について判示したものである。有権者から選挙で選出され「身分」を得る地方議員の例を他に広げて一般的に「団体内部から外部へ追い出す除名」を含むように論じるのは、明確な誤りである。

また、後述するように原告が「身分の得喪」に関して司法審査の対象となるとして引用する判決は、身分を失うことにより法的権利および利益が害される事例であり、単なる除名の事案とは異なっており、本件に当てはまるものではない。

(2) 原告は、党員の地位は、規約に定められている党員の権利を行使することができるほか、比例代表選出議員として立候補する資格を有する地位を有しているから、党員たる地位は、法律上の地位といえる。除名はこうした党員としての地位を剥奪するもので外部とかかわる身分の得喪の問題だと主張する。

しかしながら、原告の主張する党員の地位は、規約の権利行使について言えば、それは全く被告組織内の問題であり、純然たる内部問題である。また、比例代表選出議員として立候補する資格というのに至っては、党組織が認めない以上立候補できないのであり、具体的な権利といえるものではない。原告に対する本件除名処分は、全くの内部問題であり、除名によって原告において外部との係わり合いでの法的権利の侵害は考えられない。

また、袴田最高裁判決（昭和63年12月20日）は、「政党が組織内の自律

的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし」と述べて、「除名その他の処分の当否」と述べて、除名とその他の処分とを区別していない。

このように、最高裁は、「身分の得喪」を一般的な基準としているのではなく、対象となる団体の自律的判断を尊重すべきかどうかを判断している。そして、政党の処分については、除名処分を含めて、政党の自律的判断を尊重すべきという立場に立っているのである。

5 令和2年最高裁判決は、政党の処分には適用されない

原告は、令和2年最高裁判決によって、判例が変更されたのであるから、政党の除名処分についても司法審査の対象となると主張する。

被告は、すでに、答弁書において、令和2年の最高裁判決は、地方議会の議員の出席停止処分について、従来の司法審査の対象とならないという判例を変更し、司法審査の対象となると判断したものであり、地方議会の出席停止処分についての判断であり、政党の除名処分に対して及ぶものではないと反論した（答弁書・14～22頁）。

ここにおいては、答弁書において反論した内容とは別の視点から、令和2年最高裁判決が、政党の除名処分に及ばないことを論じる。

地方議員は、有権者による選挙によって選出され、地方議会の議員に就任する。地方議員に就任すると、憲法上の住民自治の原則を具体化するため、地方自治法の定める議員として地方自治法等の法令に基づき、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を地方公共団体の意思決定に反映すべく活動する責務を負う。そして、地方議員には報酬や諸手当が支払われ、経済的利益を享受できる。地方議員の活動に対する懲戒処分は地方自治法（第134～135条）に規定され、法令や諸規則において地方議員の行うべき活動が規定されている。

それに対して、政党の党員は、党の綱領と規約を認め、自らの自由意思で入党し、党綱領と党大会決定の実現をめざして活動する。党員は、入党という自らの意思に基づき政党に参加するのであり、地方議会の議員は本人の意思で自由に議会の構成員となれるわけではなく、団体への参加の形態が全く異なっている。党員は、党費を支払い、必要に応じて選挙カンパやその他の募金（カンパ）に応じて、自らの政党を支え、政党の目的を実現するために諸活動を行う。被告政党においては、政党に入党した党員が、党員であることによって経済的利益を享受できることはなく、政党の目的を実現するために、綱領規約に賛同した志を同じくする仲間と行動を統一し、諸活動に参加するのであり、地方議員の所属する議会とは全く異なるのである。懲戒処分については、内部規律としての党規約に定められている。地方議会の議員については、地方自治法等の諸法令と地方議会の議員規則等の定めがあり、その上、議員は選挙という住民の意思によって選出されているという事情を踏まえて、地方議会の自律権が認められるとしても政党とは違った性格のため一定のことが司法審査の対象となりうるのである。

このように、政党の除名処分に対して司法審査の対象とならないという根拠は、政党に入党するについては、入党するか否かの自由を有している。入党に当たり、綱領と規約を承認して入党しており、「党員が政党の存否及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由により一定の制約をうけることがあることもまた当然である。」（袴田最高裁判決）のであり、「政党等の政治結社は、・・・党員等に対して政治的忠誠を要求したり、一定の制約を施すなどの自律権能を有する」（自民党除名処分無効請求事件・東京地判令和4年6月14日）ものである。

最高裁は、このような特質を持ち、自律的規範を有する政党による処分については、政党の自律的な自主的な判断に委ねるとして、司法審査の対象とならないと判断しているのである。

6 本件除名処分を理由とする損害賠償請求訴訟であれば本件除名処分が司法審査の対象になるという主張は成り立たない

原告は、本件除名処分による原告の手続き的利益などの侵害を理由に損害賠償請求をしている。

原告のこの請求は、まさに組織内部の除名手続きを問題にしているものであり、実質的に除名の適否を問題にしているものである。この点では、「法律上の争訟」の項目で述べたように、本件除名は、原告の言動が綱領および規約の考え方に反しているかどうか前提問題として判断が求められるケースであって、法的判断事項とはいえ、また当該事項が法令により終局的に解決することのできない問題であることから、「法律上の争訟」に当たらないと考えられる。

もっとも、被告は、前述したとおり、「法律上の争訟」に当たるか否かと司法審査の対象とすべきかどうかを区別し、「法律上の争訟」に当たる場合でも、政党の憲法上の位置づけ等を考慮して、司法審査の対象とすべきでないという考え方を否定するものではない。

7 被告引用判決（22～24頁）についての個別的反論

（1）東京土建訴訟判決

原告は、「東京土建訴訟第一審判決（東京地判令和4年11月25日）は、原告らによる被告に対する『組合員としての権利を有する地位にあること』の確認請求について司法審査をしたうえで、確認判決をしている。」（原告第1準備書面・22～24頁）と主張する。具体的に「同判決は、令和2年最大判以降のものであるところ、部分社会の法理は全く適用せず、上記①及び②の請求については、単に『過去の法律関係の確認』であるとして確認の利益を欠くとしたにとどまるものである。また、上記③の請求については、何らの請求も付さずに、当然のように司法審査している。このことは、上記イのとおり『組合員としての権利を有する地位』が『身分の得喪』に関するものであり、『単なる内

部規律の問題』や『純然たる内部の問題』とはいえないからである。」(原告第1準備書面・22～23頁)と主張する。

原告は「上記イのとおり『組合員としての権利を有する地位』が『身分の得喪』に関するものであり」と主張しているが、『身分の得喪』に関するもの」という主張は、前述したように判例理論とは言えないことが明らかであり、原告の主張は失当である。

また、この事件は労働組合の事件であり、本件政党の処分事案とは事案の異なるケースである。この点については、答弁書23～24頁(第3・(3))で詳述したとおりである。さらに、本件では役職手当の支払などを認めており、身分の得喪が法律的権利とむすびついている事案であるといえる。この点でも本件とは事案が異なる判決である。

(2) 花柳流花柳会訴訟判決

原告は、「花柳流花柳会訴訟判決(東京高判平成28年12月16)も日本舞踊の最大流派である花柳流家元による名取の除名処分について『名取の地位を基礎とする権利利益は、・・・(中略)・・・日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤』であり、『名取がその地位に基づいて享有する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきもの』であるとして、名取の地位の確認請求につき、司法審査の対象とした。」(原告第1準備書面・24頁)と主張する。

東京高裁は、「名取の除名処分」は、「身分の得喪」に関するものであるから、司法審査の対象となると判示したものではないのである。東京高裁は、「除名処分によって名取の地位を剥奪された場合には、被控訴人の日本舞踊家としての活動が極めて大きく制限され、生活の基盤を奪われるなど著しく甚大な不利益を被るといふべきであることは、原審の説示する通りである。」(甲13)と判示しており、除名処分により生活の基盤を奪われるなど著しく甚大な不利益を被るといふ事実認定をしたうえで、司法審査の対象としているのである。この

判決は、除名処分が「身分の得喪」であるからというだけの理由で司法審査の対象としたものではない。

(3) 「減税日本」訴訟判決

この判決は、平成31年2月14日の名張市議会の最高裁判決で否定された下級審判決と同じ論法による判決である。本件の参考となる判決とは考えられない。

8 「無効確認」に関する被告引用判決について

原告は、被告が引用する「平成23年民主党判決」及び「令和4年自民党判決」および日本新党判決は、「あくまで除名処分の無効確認という過去の法律関係に関する確認であったことが理由なのであり、部分社会の法理を適用したものではない」（原告第1準備書面・24～25頁）などと主張する。以下、この3つの判決について具体的に反論する。

(1) 平成23年民主党判決

原告は、「同判決の訴訟物は、党员たる地位の確認ではなく、除名処分の無効確認である点で、本件確認請求と事案を異にする。除名処分の無効確認は、過去の法律関係の無効の確認を求めるものである。過去の法律関係の確認については、法律上の地位である党员たる地位の確認と比べると、そもそも部分社会の法理を適用するまでもなく、確認対象として選択した訴訟物が適切ではない。」（原告第1準備書面・25頁）と主張する。

原告は、「過去の法律関係の確認を求めるものであり、確認訴訟として選択した訴訟物が適切でない」と主張するが、同判決は、「最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決・最判集民事155号40頁参照」と記載して、袴田最高裁判決を引用し、「本件除名処分は、政党における党员の資格剥奪という政党内部の問題であって、一般市民法秩序と直接の関係を有しないのであるから、裁判所の審査権は及ばない。」と判示しており、袴田最高裁判決の先例的価値を認

めた判示をしているのである。

また、原告は、同判決が「なぜ、『党員の資格剥奪』が『政党内部の問題』なのかについて、一切判示するところがない。」(原告第1準備書面・25頁)と主張する。しかし、除名処分は政党内部の問題であり一般市民法秩序と直接の関係を有しないからに過ぎない。除名された者が、一般市民生活においてどのような不利益を与えられたのかということについて具体的な主張・立証がなされなかったからである。

(2) 令和4年自民党判決

原告は、「令和4年自民党判決が却下した請求は、除名処分の無効確認請求であり、本件のような党员たる地位の確認請求ではない。その理由も、除名処分の無効確認請求が『過去の法律関係の確認を求めるものであり、…(中略)…その侵害の回復を図るべく給付訴訟又は現在の権利若しくは法律関係の確認請求を提起するのが直接かつ抜本的な解決である』からであり、部分社会の法理を適用したわけではない。」(原告第1準備書面・26～27頁)と主張する。

原告は、あくまで過去の法律関係の確認を求めたものであるから、却下判決がなされたのであって、部分社会の法理を適用したものではない、と主張している。

被告が、答弁書で令和4年自民党判決を引用した趣旨は、党員の除名処分を審査するにあたり、東京地裁判決が袴田最高裁判決に沿って、除名処分について判断していることから、袴田最高裁判決の先例的価値を有していると主張しているのである(答弁書・13～14頁)。原告は、過去の法律関係を争った東京地裁判決と原告の党员たる地位を争っている本件訴訟とは異なるので、「東京地裁の判決の射程は及ばない」と主張するが、的外れな反論に過ぎない。

(3) 日本新党当選無効請求訴訟

原告は「同判決が、共産党袴田最判を参照したのはその(公選法の)立法趣旨を裏付けるものにすぎず」、「公職選挙法は何らの関連しない本件訴訟に、そ

の射程が及ぶ余地はない」などと述べている（原告第1準備書面34頁）。

しかし、この記述は最高裁判例解説の趣旨をゆがめているものであって、最高裁判例解説は原告の引用の次に「採り得る選択肢であったとする見解）もある。しかし、そのような立法に対しては、政党の内部的自律権を軽視するものであるという批判が加えられよう。本判決は、単に法の解釈として、除名についての選挙長ないし選挙会の審査の対象が形式的な事項にとどめられていることを述べるだけでなく、更に考察を加え、それが妥当な立法趣旨によって裏付けられていることをも明らかにしているのである」（499頁）と原告の引用した部分の見解は否定するため取り上げられているのである。

さらにいえば、この訴訟は原告のいうように当選訴訟であることは確かであるが、その判断の前提に最高裁の政党の自律権に関する見解がある。最高裁判例解説は「名簿登載者の除名に関する前記立法の趣旨にかんがみれば、『当選訴訟において名簿届出政党から名簿登載者の除名届が提出されているのに、その除名の存否ないし効力という政党等の内部的自律権に属する事項を審理の対象とすることは、かえって、立法の趣旨に反することが明らかである』とした」

（504頁）。そのうえで調査官は解説の結びで、「本判決の意義」なる項目をたて、「本判決は、拘束名簿式比例代表制の選挙における繰上当選と名簿登載者の除名の効力に関するものであり、その後、衆議院議員の選挙についても拘束名簿式比例代表選挙が導入されたとはいえ、同種事案が頻発する性質のものではないが、政党の内部自律権と当選訴訟の関係を論じた点で、政党の内部問題に関する訴訟一般について重要な先例となるものと思われる」（507～508頁）と述べていることを付け加えておきたい。

以上